

埼玉県公安委員会告示第43号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号（自動車及び一般原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

別表中

「

道路交通法第91条の規定により眼鏡等を使用すべきこととする条件変更を申請するとき。	日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。
	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

を

「

道路交通法第91条の規定により眼鏡等を使用すべきこととする条件変更を申請するとき。	日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。
	月曜日から金曜日までの日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

に改める。

」